

議案第43号

養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第13項を第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号 養父市税条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2～12 (略)</p> <p><u>13</u> 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2～12 (略)</p> <p><u>13</u> <u>法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。</u></p> <p><u>14</u> 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>